

屋外広告業登録の手引

—屋外広告業を営むには登録が必要です—

令和 7 年 6 月

京都市

(都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課)

登録窓口・郵送先・問い合わせ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488

京都市 都市計画局 都市景観部 広告景観づくり推進課

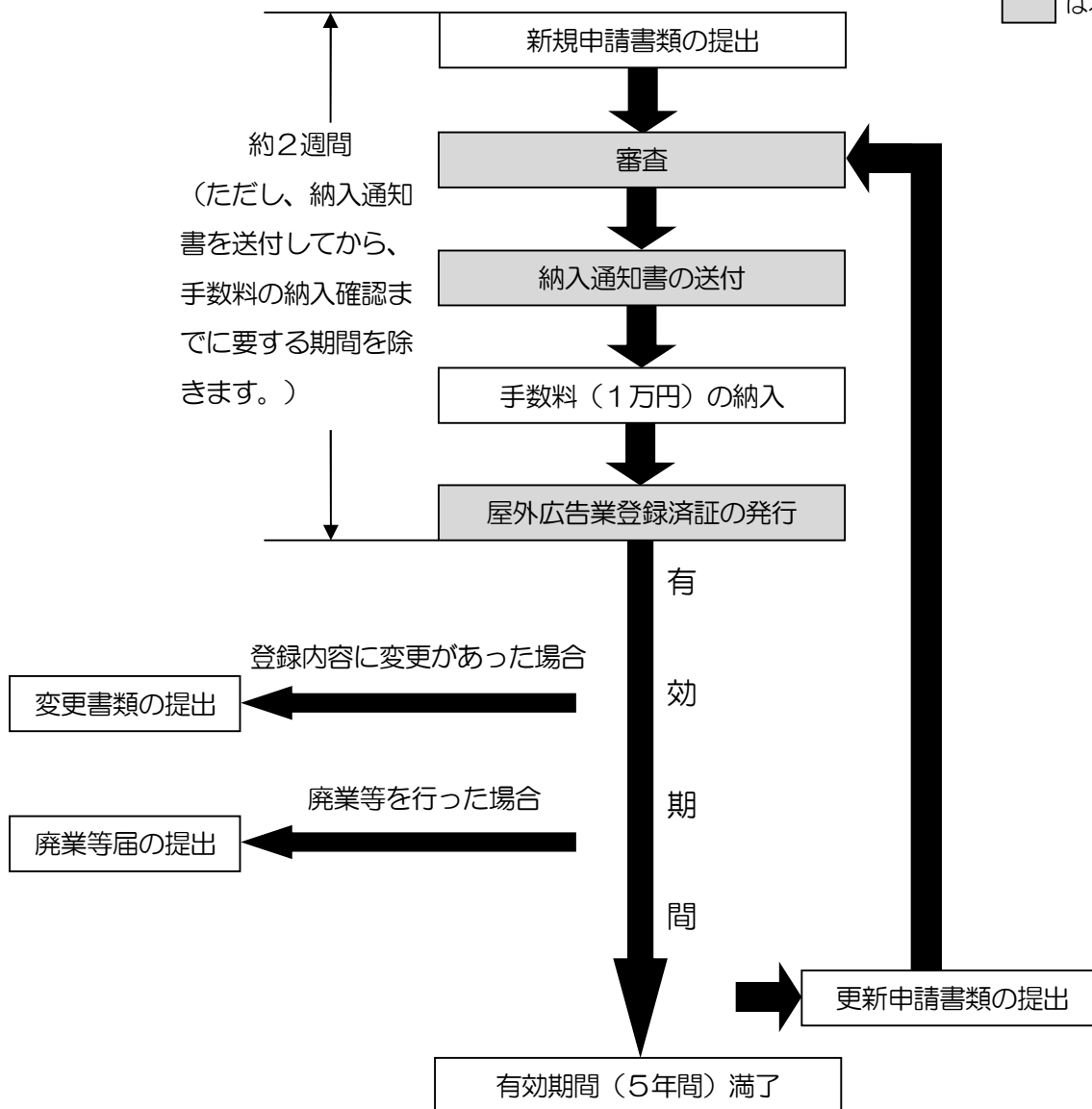
電話 075-222-4137 FAX 075-251-2877

メールアドレス okugai@city.kyoto.lg.jp

URL <http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000042016.html>

屋外広告業登録手続の流れ

 は本市の事務



補足

(1) 登録済証の発行をお急ぎの場合

手数料納入後、領収書部分を広告景観づくり推進課までメール又はFAXで送信してください。

(2) 登録済証の再発行について

登録済証の再発行は行っておりません（氏名等に変更があった場合を含みます。）が、登録簿の写しは再交付することができます。

(3) 特例届出制度（京都府の登録を受け、本市にその旨を届け出る制度）について

特例届出制度は実施しておりません。

登 録 制 度 の 概 要

京都市内で屋外広告業を営むためには、本市へ事前に登録することが必要です。屋外広告業の登録制度の概要は以下のとおりです。

※ **屋外広告業**：屋外広告物やその掲出物件（広告を表示するための広告塔など）の表示・設置を行う業
のことで、具体的には屋外広告物の施工業者の方が対象になります。
なお、「市内で屋外広告業を営む」とは、市外で製作した看板を市内で表示する場合も含まれます。

1 登録の申請

登録に当たっては、氏名、営業所の所在地や業務主任者の氏名等を記載した申請書等を提出する必要があります（4ページ「登録の申請等」参照）。

2 業務主任者の選任

営業所ごとに、屋外広告士や都道府県、政令指定都市等が開催する屋外広告物の講習会修了者等から業務主任者を選任する必要があります。

3 欠格事項等

欠格事項に該当する場合には登録できません（6ページ参照）。また、登録申請書やその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録できません。

4 登録手数料

登録又は更新の際は、いずれも1件につき1万円の手数料が必要です。納入通知書に記載の金融機関で速やかに納入してください。

5 登録の有効期間

5年間。引き続き屋外広告業を営む場合は、期間満了前に更新の手続が必要となります。

6 登録簿への登録

申請された内容は、屋外広告業者登録簿に登録され、この内容のうち、登録番号及び登録業者名並びにその営業所の名称、所在地及び電話番号については、広告景観づくり推進課で、一般の方が閲覧できるほか、当課ホームページに掲載します。

7 登録の通知

登録完了後、本市から登録申請者へ屋外広告業登録済証を交付することにより通知します。

8 帳簿の備付け

営業所ごとに、注文者の氏名・住所、表示した屋外広告物等の名称・種類・数量・場所・表示年月日等その営業に関する事項を記載した帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

9 標識の掲示

営業所ごとにしやすい場所に、下記の様式による標識を掲示しなければなりません。

屋 外 広 告 業 登 録 票	
商号及び氏名(法人にあっては、代表者名)	
登 録 の 番 号	京都市屋外広告業登録第 号
登 録 の 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
業 務 主 任 者 の 氏 名	

(縦35 cm以上×横40 cm以上)

10 違反者に対する罰則等

登録をせずに屋外広告業を営んだ場合や、不正な手段により登録をした場合など、京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」という。）の規定に違反する行為を行った場合は、京都市屋外広告業者等に対する行政処分及び措置に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、登録の取消しや営業停止処分を行うことがあります（6、7ページ参照）。処分を行った場合、その内容を公表し、国土交通大臣や他府県等へ通知します。

登 録 の 申 請 等

1 申請・届出について（共通事項）

- (1) 受付場所は広告景観づくり推進課（表紙ページ参照）です。郵送でも受付けます。
- (2) 申請書類等は、所定の様式により作成してください。各様式は、窓口でも配布しますが、当課ホームページ（表紙ページ参照）からダウンロードすることもできます。様式の裏面の「記入上の注意」をお読みいただいたうえで、作成してください。
- (3) 通常副本は不要ですが、受付印を押印した副本等の返送をご希望の方は、切手を貼付した返信用封筒を提出してください。

2 新規登録・更新の申請

必要な書類は次の表のとおりです。**必要部数は1部**です。

申請受理後、手数料の納入通知書を発行します（1 ページ「屋外広告業登録手続の流れ」参照。）。

書 類		申請者	
		法人	個人
屋外広告業登録申請書（所定様式）		○	○
誓約書（所定様式）		○	○
住民票※1、※2 マイナンバー印字不要 （申請の必要な方の個人のもので、申請日前3月以内に発行されたもの。）	申 請 者	—	○
	役 員※3	○	—
	業務主任者※4	○	○
法人の登記事項証明書（ 履歴事項 全部証明書）※1 （申請日前3月以内に発行されたもの）		○	—
業務主任者の資格を証する書類（次のいずれかのコピー） ・屋外広告士合格証、屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会修了証 ・職業訓練指導員免許証（広告美術科に係るもの）、技能検定合格証（広告美術仕上げに係るもの）、公共職業訓練又は認定職業訓練修了証（広告美術科又は広告美術仕上げに係るもの）		○	○
委任状（申請者以外の方が申請を代行される場合のみ）		○	○

なお、申請者が未成年である場合は、法定代理人について以下の書類が必要です。

法定代理人が個人である場合	住民票
法定代理人が法人である場合	役員の住民票、法人の登記事項証明書

- ※1 コピーを添付する場合は、**コピーしたものと原本の両方を提出**してください。原本照合後、原本を返却します。郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒を提出してください。
- ※2 役員等が同一世帯にいる場合は、連記の抄本で構いません。
- ※3 登記事項証明書に記載されている監査役を除く役員全員の住民票が必要です。
- ※4 申請者又は役員と業務主任者が同一の場合は、1 通で構いません。

3 登録事項の変更の届出

登録内容に変更があった場合は、その日から30日以内に、次の表に示す変更に係る事項を証する書類を提出してください。**必要部数は1部**です。

変更事項	申請者	必要書類
共通	法人、個人	1.屋外広告業登録事項変更届（所定様式） 2.委任状（届出者以外の方が申請を代行される場合のみ）
名称、氏名 住所	法人	1.誓約書（所定様式） 2.登記事項証明書（ 履歴事項全部証明書 ）（申請日前3月以内に発行されたもの）※5
	個人	1.誓約書（所定様式） 2.住民票（届出者の個人のもので、申請日前3月以内に発行されたもの）※5 マイナンバー印字不要
営業所	法人	登記事項証明書（ 履歴事項全部証明書 ）（登記事項に営業所の記載が無い場合は不要）（申請日前3月以内に発行されたもの）※5
	個人	—
役員	法人	1.誓約書（所定様式） 2.登記事項証明書（ 履歴事項全部証明書 ）（申請日前3月以内に発行されたもの）※5 3.住民票（新任の役員のみ）（役員の個人のもので、申請日前3月以内に発行されたもの）※5、※6 マイナンバー印字不要
業務主任者	法人、個人	1.住民票（業務主任者の個人のもので、申請日前3月以内に発行されたもの）※5、※6 マイナンバー印字不要 2.業務主任者の資格を証する書類（次のいずれかのコピー） ・屋外広告士合格証、屋外広告士登録証 ・屋外広告物講習会修了証 ・職業訓練指導員免許証（広告美術科に係るもの）、技能検定合格証（広告美術仕上げに係るもの）、公共職業訓練又は認定職業訓練修了証（広告美術科又は広告美術仕上げに係るもの）

※5 コピーを添付する場合は、**コピーしたものと原本の両方を提出**してください。原本照合後、原本を返却します。郵送の場合は、切手を貼付した返信用封筒を提出してください。

※6 役員等が同一世帯にいる場合は、連記の抄本で構いません。

なお、以下の場合は変更の届出対象となりません。

- ・「法人役員」及び「業務主任者」 住民票の住所のみの変更

4 廃業等の届出

次の表のいずれかに該当することとなったときは、その日（(1)の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、屋外広告業廃業等届（所定様式）を提出してください。

廃業等の内容	届出義務者
(1) 死亡したとき	その相続人
(2) 法人が合併により解散したとき	その役員であった者
(3) 法人が破産手続開始の決定により解散したとき	その破産管財人
(4) 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	その清算人
(5) 法人が分割により屋外広告業を承継させたとき	その法人
(6) 本市の区域内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった者

* 参考

1 登録における欠格事項（条例第36条の3）

登録申請書やその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているときのほか、次の事項に該当する場合は登録できません。

- (1) 登録を取り消された日から2年を経過しないもの
- (2) 登録を取り消された法人の役員で、取消日前30日以内にその法人の役員であった者で、その取消日から2年を経過しないもの
- (3) 営業停止の期間が経過しないもの
- (4) 屋外広告物法に基づく条例（他の自治体のものを含む。）又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
- (5) 未成年者の法定代理人が上記（1）～（4）又は（6）のいずれかに該当するもの
- (6) 法人で、その役員のうちに上記（1）～（4）のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 登録の取消し・業務の全部又は一部停止（条例第36条の11、要綱）

次の事項に該当するときは、その登録を取り消し、又は6箇月以内の期間で、その営業の全部若しくは一部の停止を命じられることがあります。

- (1) 登録取消の場合
 - ア 不正の手段により屋外広告業の登録（更新を含む。）を受けたとき
 - イ 上記「1 登録における欠格事項」（2）、（4）～（7）のいずれかに該当することとなったとき
 - ウ 営業停止の命令に違反したとき
 - エ 要綱に定める基準に基づき加算した営業停止の期間が180日を超えるとき

(2) 営業停止の場合

ア 営業停止事由と期間

事 由	期 間
条例第39条第1項の規定による工事停止若しくは是正措置命令(特定屋内広告物に係るものを除く。)に違反したとき	180日
条例第39条第2項前段の規定による施工停止命令に違反したとき	

事 由	期 間
条例第5条、第6条第1項、第9条第1項若しくは第3項、第23条第1項又は第34条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して屋外広告業を営んだとき	90 日
不正の手段により許可を受けたとき	
条例第9条第10項、第23条第8項又は第34条の3第8項の規定により付された許可条件に違反して屋外広告業を営んだとき	
下記「3登録制度に係る罰則」(2)アに該当したとき	
条例第39条第2項後段の規定による作業停止命令に違反したとき	60 日
下記「3登録制度に係る罰則」(3)アに該当したとき	
下記「3登録制度に係る罰則」(4)ウに該当したとき	30 日
下記「3登録制度に係る罰則」(4)エに該当したとき	

イ 営業停止期間の加算・減算

事 由	期 間
加算 違反行為を繰り返す等、特に悪質であると判断されるとき	30 日
過去5年の間に処分を受けたことがあるとき	
減算 過去5年の間に処分を受けず、又は上記「2登録制度に係る罰則」(4)の過料を科されたことがない場合であって、かつ、本市の行政指導に適正に従ったとき	30 日 ～
条例に違反して表示又は設置した屋外広告物等について、自ら申告し、是正したとき	180 日

(3) 無登録業者への措置

ア 厳重注意

登録を受けずに京都市の区域内において屋外広告業を営んだ場合、京都市から厳重注意を行い、登録を受けるよう勧告を行います。

イ 刑事告発

勧告を受けた無登録業者が正当な理由なく勧告に応じないときは、刑事告発を行います。
(1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金)

3 登録制度に係る罰則(条例第45条、第47条、第48条、第50条)

条例等に違反した場合、次のような罰則に処せられることがあります。

(1) 次のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金

ア 登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

イ 不正の手段により登録を受けた者

ウ 営業停止の命令に違反した者

(2) 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金

ア 登録事項の変更について、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ 業務主任者を選任しなかった者

(3) 次のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金

ア 必要な報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

イ 事務所又は営業所への立入調査若しくは立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料

ア 詐欺その他不正の行為により登録手数料の徴収を免れた者

イ 屋外広告業の廃業等の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

ウ 営業所に標識を掲げない者

エ 営業所に営業に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者